

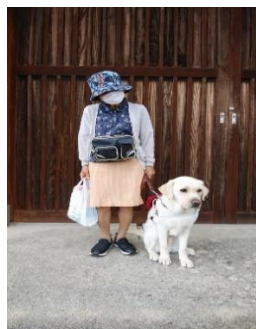
障害がどんなに重くても「生まれて来てよかった」といえる社会の実現を目指して

香川障害 フォーラム

2021年

8月

12
号



香川障害フォーラムとは

2008年4月に身体、知的、視覚、精神、難聴・中途失聴など、すべての障害者団体に呼び掛け、「障害がどんなに重くても、生まれてきて良かった。生きていて良かった」といえるような社会の実現に向け、各障害者団体が共通の目的を持って運動していくことを確認、そして連携を図り、障害を持つ人の差別禁止と権利に係る国内法制度の実現に寄与するとともに、香川県における障害者施策と障害を持つ人の権利を推進することを目的として結成されました。

～目次～

ごあいさつ	1
2020年度事業報告	2
2021年度事業計画	5
2021年度 香川県障害フォーラムの要望に対する回答(香川県)	7
2021年度 香川県障害フォーラムの要望に対する回答(高松市)	15
2021年度 香川県障害フォーラムの要望に対する回答(各市)	24

『障害者差別解消法』は2016（平成28）年4月施行

4年を経て障害のある人の社会参加は進んだのだろうか？！

香川障害フォーラム 代表 石川 千津子

先日、毎月の県や市の広報誌と一緒に、香川県障害福祉課が作成したパンフレットが我が家に配布されてきました。表紙にはカラフルな絵と共に ”みんなが一緒に学ぶ・働く・暮らす社会へ障害のある人への差別をなくそう！” の題字。その下には、以下の説明文が記載されています。（このパンフレットの文章には、全てルビがふられています。）

わたしたちのまちにはさまざまな人が暮らしています。子ども、お年寄り、外国の人、障害のある人など。みんな違いはありますが誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人が社会参加するにはさまざまな障壁（差別）があります。

誰もがおたがいの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのために障害者差別解消法（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が定められました。障害を理由とする差別を解消していく責務はみなさん一人ひとりにあります。みんなでこの法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう。 —香川県—

私たちの会は、2008（平成20）年から、障害のある人の差別禁止と権利に係る国内法制度の実現に寄与する活動をはじめました。その後、国は2016（平成28）年4月「障害者差別解消法」、香川県も2018（平成30）年4月「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を施行する時代を迎えることが出来ました。こうして法律は整ってきましたが、「障害を理由とした差別とは何か？」を人々が正しく理解しなければいつまでたっても差別は無くなりません。

このパンフレットには、絵入りで①不当な差別的扱い②合理的配慮の不提供を、具体的な例を挙げながら説明しています。多くの人々が「差別とは何か？」「合理的配慮の提供とは？」を体験を通して理解することにより、共生社会は決して”絵にかいた餅”ではなく、現実の社会となり、全ての人々の幸せに繋がっていくのです。

特に子ども時代に、障害のない子とある子が共に学び育ち合うインクルーシブ教育（かつてのダンピングではなく）を実践することは、差別しない社会をつくる源となります。私は、一昨年からの相談活動を通して、そのことを確信しました。



第12回定期総会 書面総会

日時 2021年5月20日（木）午後1時半～

総会議事

- (1) 第1号議案 2020年度事業報告
- (2) 第2号議案 2020年度会計報告
- (3) 第3号議案 2021年度事業計画（案）
- (4) 第4号議案 2021年度予算（案）
- (5) 第5号議案 役員を選任

2020年度事業報告

【会議】 * コロナ禍により、今年度の定例会は全てZOOM会議となりました。

第1回 4月定例会 日時 2020年4月16日（木） 午後1時30分～

- ・第11回定例総会について
 - ◎書面総会とすることを決定
- ・機関紙の発行について
- ・相談案件について

□ 第11回定期総会 <書面総会> 2020年5月21日

- * 5月21日に総会資料をメール、郵送で送る。
5月末までに書面にて承認を得ました。

議題

- ・2019年度事業報告
- ・2019年度会計報告
- ・2020年度事業計画（案）
- ・2020年度予算（案）
- ・2020年度役員改選

第2回6月定例会 日時 2020年 6月18日（木） 午後1時30分～午後3時30分

- ・香川県・各市への要望事項の検討
- ・機関紙について・相談案件について

第3回7月定例会 日時 2020年 7月16日（木） 午後1時30分～ 午後3時30分

- ・香川県・各市への要望事項の検討
- ・機関紙について・相談案件について

第4回8月定例会 日時 2020年 8月20日（木） 午後1時30分～午後3時

- ・香川県・各市への要望事項の検討
- ・相談案件について

第5回9月定例会 日時 2020年 9月17日（木） 午後1時30分～午後3時

- ・香川県・各市への要望事項の検討
- ・相談案件について ・機関紙発行

第6回10月定例会 日時 2020年10月15日（木） 午後1時30分～ 午後3時

- ・香川県、高松市への要望事項の検討
- ・相談案件について

第7回12月定例会 日時 2020年 12月17日（木） 午後1時30分～午後3時

- ・市への要望書提出状況
- ・観音寺市回答
- ・相談案件について

第8回1月定例会 日時 2021年1月21日（木） 午後1時～ 午後3時

- ・香川県、観音寺市からの回答について
- ・相談案件について

第9回2月定例会 日時 2021年2月25日（木） 午後1時～午後3時

- ・高松市、善通寺市、東かがわ市、さぬき市からの回答について
- ・相談案件について

第10回3月定例会 日時 2021年3月18日（木） 午後1時～午後3時

- ・各市（全ての市から回答済み）の回答から来年度の要望を検討
- ・来年度の総会（活動計画・予算等）、定例会開催について
- ・相談案件について

【要望書関係】**香川県**

- ◎ 浜田知事へ要望書提出（香川県教育長・警察本部）

日時 2020年11月13日（木）午後1時30分～2時

- △ 回答説明会

日時 2021年1月12日（火）午後10時～12時

（コロナ禍のため、代表で石川千津子と太田裕之のみ出席）

高松市

- ◎ 大西市長へ要望書提出（高松市教育長）

日時 2020年11月13日（木）午前11時～11時30分

- △ 回答説明会

日時 2021年2月18日（木）午前10時～12時

（コロナ禍のため、代表で石川千津子と大伴裕子のみ出席）

- ◆ <各市> <提出> <回答・・・郵送とPCデータで書面回答>

- ・ 観音寺市 2020年10月1日 → 2020年12月25日
- ・ 善通寺市 2020年11月5日 → 2021年1月29日
- ・ さぬき市 2020年11月6日 → 2021年1月26日
- ・ 東かがわ市 2020年11月6日 → 2021年1月29日
- ・ 坂出市 2020年11月11日 → 2021年2月24日
- ・ 丸亀市 2020年11月26日 → 2021年2月9日
- ・ 三豊市 2020年12月8日 → 2021年3月3日

【広報活動】

- ◎11号機関紙発行（9月）

- ◎ホームページ更新

【相談支援事業】

- ・ 小学校のインクルーシブ教育推進
（段差解消・階段昇降機導入・人的加配・食事介助・在籍の教室のバリアフリー化等）
- ・ 高松市の放課後等デイサービス障害児通所支給量について
- ・ 普通学級籍の障害児の就学奨励費について

国からの通知通り、高松市で普通学級籍の児童・生徒にも就学奨励費が支給できると要綱を変更した。

2021 年度事業計画

○第12回定期総会

・日時 2021年5月20日（木）

書面総会

○定例会開催

時間 午後1時半～

z o o m会議

予定日 6月17日（木） 7月15日（木） 8月19日（木） 9月16日（木）
10月21日（木） 11月18日（木） 12月16日（木） 1月20日（木）
2月17日（木） 3月17日（木）

○香川県・各市への要望書提出活動

要望を下記の予定で作成し、香川県及び各市、その他必要と思われる機関へ要望書を提出する。また、当団体が個別事案ごとに協力しつつ、必要と思われる機関へ要望書を提出する場合がある。

4月～7月 要望内容の検討

8月 要望の確定

9月～12月 県・各市町に提出

1月、2月 回答の評価

3月、来年4月 要望の振り返り

例年の要望を提出する一方、予算の関係で早めに提出するのがいいものについては独自に、香川障害フォーラムが協力しつつ行う。

○個別相談援助事業

個別事案に対する相談、サポート

○12号機関誌発行

○ホームページ更新

2021年度役員

代表	インクルージョン実践研究会代表	石川千津子
副代表	全国脊髄損傷者連合会香川県支部長	毛利公一
//	香川県精神障害者家族連合会会長	吉村美登利
事務局長	障がい児への教育の保障に取り組む会代表	小倉久子
会計	公益社団法人香川県聴覚障害者協会常務理事	太田裕之
幹事	障害児を普通学校へ・全国連絡会香川	練尾登志子
//	香川ハーネス	室崎若子
//	脳性マヒ二次障害を考える会会長	武田佳子
//	自立生活センター・高松	那須宏生
監査	香川県中途失聴・難聴者協会会長	湯浅はるみ
監査	福祉オンブズ香川事務局長	横山君子

2020年度 香川障害フォーラムの要望に対する回答(香川県)

【要望1】障害者福祉サービスの支給決定は、利用者本位の支給決定がなされるようにしてください。

- ・利用者や相談支援事業所が提出したサービス等利用計画案に沿った当事者主体の支給決定がされるのが本来のこの制度の柱です、しかし現状は各自治体の意向に基づいた決定が多く見られます。これらのことを速やかに是正してください。
- ・各自治体は、障害福祉サービスの上限規定を設けているところは多く、利用者の体調不良等、身体状況の緊急を要する変化等を十分に考慮し、サービス時間の柔軟性のある運用を行い、支給時間量を決めるようにしてください。

【回答1】 介護給付費等障害福祉サービスの支給については、障害者総合支援法において、市町は、支給申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うと規定されております。

市町は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めなければならないと規定されており、勘案すべき事項が具体的に定められています。

法律等において、市町が障害福祉サービスの支給要否を決定するに際して勘案事項を具体的に定めておりますが、どのような種類のサービスにつき、どの程度の支給量を支給すべきかについて具体的な基準は定めておりません。したがって、障害者に対し障害福祉サービスを支給するか否か、支給する場合、どの種類のサービスについてどの程度の支給量を支給するかという判断を、その支給要否を決定する市町の裁量に委ねられております。

県においては、各市町に対し、定期的に監査を行っておりますことから、今後とも制度の適切な運用がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

【要望2】障害者が仕事の出来る社会作り(バリアフリー化、介助者の派遣など)に、積極的に取り組んでください。

重度障害者も就労意欲のある人達は数多くいます。しかし今の制度下では仕事ではヘルパー制度が使えない仕組みとなっており、このことは障害者の就労意欲の妨げになっています。国でも議論となっています。また他県では、独自の制度を設けている自治体もあると聞いています。

【回答2】 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行うこととしております。支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者となっております。

県では、市町の地域生活支援事業の取り組み状況について、市町担当者会を通じて情報提供等を行っておりますが、今後とも、引き続き、情報提供等に努めてまいります。

【要望3】車椅子使用者の交通移動手段の充実をお願いします。

今は車社会です。特に香川は顕著です。そのため車椅子利用者が外出、移動をすることが非常に困難なのが現状です。このことは公共交通機関のバリアフリー化の不足と身近な交通手段の欠如です。電動車椅子が複数乗れるタクシーは数台しかなく、移動の権利がないと言っても言い過ぎではない現状です。早急にタクシー会社を含め運輸業者に対策を講じると共に、行政としても解決策を具体的に立案、実現してください。

【回答3】 県ではこれまで、公共交通機関のバリアフリー化について、鉄道事業者が実施する駅のエレベーター設置や内方線付点字ブロックの整備に対して支援を行ってきたところです。

また、今年度からは、車椅子使用者や高齢者、妊娠中の方なども安全に乗降することができるなど、誰もが安全で快適に利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図るため「ユニバーサルデザインタクシー普及促進モデル事業補助金」を創設し、タクシーにおけるバリアフリー化を推進しているところです。

公共交通機関のバリアフリー化についてまずは、事業者が利用者ニーズ等を踏まえながら、適切に対応していただく必要があると考えていますが、他県の取組事例なども参考にしつつ、引き続き、地元市町や事業者等とも協議してまいりたいと考えています。

【要望4】重度訪問介護利用者の入院に伴う重度訪問介護利用について、行政の責務として入院設備のある医療関係者に事前に、制度の周知徹底をしてください。

【回答4】 平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所においても重度訪問介護を利用できることとなり、県内障害福祉サービス事業所等への周知を行ったところです。病院等の側においても同制度を理解いただくよう、引き続き周知に努めてまいります。

**【要望5】重度障害者入院時コミュニケーション支援事業として、身体、知的、精神などの障害で意思疎通が困難な重度障害者が入院した場合、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関のスタッフとの意思疎通を図り、円滑に医療行為が受けられるように支援してください。
* 大阪府枚方市などで、実施されています。**

【回答5】 意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）は、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業実施ができることとなっており、

「地域生活支援事業実施要綱」において、意思疎通支援事業の対象者は「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」であり、入院中の利用も可能となっております。

現在、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、本県では一部の市町のみ実施されていることから、改めて本事業の取組み状況について、市町担当者会を通じて情報提供等を行い、本事業の実施の検討を促すように努めてまいります。

【要望6】施設利用者の外出、移動の権利が守られるように、施設利用者が移動介護サービスを使えるよう制度を柔軟に運用して下さい。

【回答6】 障害者支援施設に入所中の障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動にかかる施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービスについては、原則として利用することはできないこととされております。

ただし、障害者支援施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護について支給決定を行うことは可能とされております。

【要望7】 障害者が虐待を受けた際、加害者から避難するためのバリアフリーの避難場所及び介護する人も確保してください。

具体的な事例として、以前、香川県子ども女性相談センターに虐待で相談に来た女性（身体障害者）が保護してもらえなかった事例がありました。昨年、女性の相談員が香川県子ども女性相談センター確認したところ、車いすが利用できる施設や介護をする職員がいないため対応できないとの回答でした。身体障害者であっても虐待の被害者を救済できるよう環境の整備をしてください。

【回答7】 障害者虐待防止法に定める障害者虐待は、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者によるもの、使用者によるものに分類されており、養護者によるものは市町が、施設従事者によるものは県及び市町が、使用者によるものは労働局（国）が対応することとなっております。

加害者からの避難が必要なケースとしては、養護者からの虐待が該当すると思われませんが、この場合は市町が対応することとなり、障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておく重大な結果を招く恐れが予測される場合は、施設入所や短期入所などの障害福祉サービスの利用、医療機関への一時入院などにより、虐待者との分離を図ることとしております。

なお、子ども女性相談センターでは、DVや離婚など、女性が生活上抱える、さまざまな悩みについてのご相談を承っております。同センターの一時保護施設については、DV被害の危険などがあり、家庭での生活が困難となった方の居場所として設置しているものですが、高齢や障害などにより介助が必要な方で、風呂などの設備や夜間に配置している人員などにより受け入れが難しい場合には、状況を伺い、市町の障害福祉担当部署や地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、より適切な受入先として、施設のショートステイや医療機関の利用などに向けての調整を行うこととしており、今後も引き続き、他機関との連携を通じた支援の一層の充実を図ってまいります。

【要望8】 医療的ケアの必要な方に対する避難時における当事者の意見調査をしてください。

高松市では高松圏域自立支援協議会にて災害時ワーキンググループを立ち上げ医療的ケアが必要な方が避難時にどのような対応や備えが必要かを調査しているとのことですが、高松市以外の自治体ではどのような対応がなされているのでしょうか？

【回答8】 県において、平成30年度に、人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等に係る実態調査を実施しております。香川県内の医療的ケア児等にかかる医療機関等

に対して、医療的ケアを必要とする方の人員を調査し、さらに医療的ケアを必要とする方の支援ニーズに関する調査を実施しております。

【要望9】医療的ケアが必要な方の避難先での電源の確保をお願いします。

医療的ケアが必要な方の内、呼吸器や吸引器、在宅酸素療法を利用している人は、長期間電源が無くなると生命維持が難しくなります。そのため、避難所先において発電機等の非常時にも電源が確保しておく必要があります。

【回答9】 防災対策の基本方針を定める県の地域防災計画では、市町が指定する避難所において、あらかじめ、非常用電源等必要な資機材等を整備に努めることとしているほか、災害時には、県は、難病患者の方への対応のため、市町と連携を図ることとしています。

また、県では、「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業において、市町が取り組む避難所の運営体制の強化を図るための資機材の整備に対して支援することとしています。今後も、市町と連携して、避難所の必要な資機材の整備について取り組んでまいります。なお、県では、難病患者の方が家族等と災害時の対応を話し合っただけで契機となるよう、「難病患者・家族のための災害対応マニュアル」を定め、ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

【要望10】香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例の具体的な施策として新型コロナ対策の為に、障害者や関連事業所にお金や衛生用品の援助や支援ができる準備、障害者が入院した時を考え、重度障害者にも対応できる医療スタッフも準備をしておいてください。障害当事者の意見を取り入れ具体的に様々な施策を遅滞なく実行、実現、実施してください。

【回答10】 障害者支援施設等では、新型コロナウイルスの患者が発生した場合の影響が極めて大きいことから、感染防止対策として、職員や入居者に対して幅広く検査が行える体制が必要であることから、医師が必要と認める場合は、症状の有無にかかわらずPCRの検査を可能としております。

また、新型コロナウイルス感染症包括支援交付金を活用して施設が行う衛生用品や感染防止用品の購入費用を補助しています。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、一般的に、肺炎などの症状がある場合は、指定医療機関に入院して治療することになりますが、症状がない場合は感染者用の専用宿泊施設にて過ごしていただくこととなります。

しかしながら、障害のある方は、慣れていない環境においては、通常よりも丁寧な対応が必要になると思われれます。肺炎などの症状がある場合は、指定医療機関に入院して治療することになりますが、その際も、障害のある方への支援に関する助言をご家族や関係者等からいただきながら、対応することとなります。

また、症状がない場合は、ご家族等への二次感染防止に配慮しながら、ご自宅で過ごしていただくことも必要となります。なお、その際には、ご家族等への二次感染防止対策について、県の担当者から助言させて頂くこととなります。

【要望11】「精神障害者手帳に関しては、現在、県内では、ことでんバスを含むバス運賃の割引（一般普通運賃の半額）と、タクシー運賃の割引（運賃の1割）が実施されていますが、高松琴平鉄道株式会社の電車とJRの運賃割引制度についても理解を求めてまいりたいと考えています。」とのご回答を4年間続けていただいておりますが、具体的にどのように働きかけていただいたか教えてください。

【回答 11】精神障害者保健福祉手帳に係る運賃割引については、バス運賃やタクシー運賃に加え、平成30年度から航空旅客運賃が適用になるなど、拡大が図られてきていますが、高松琴平鉄道株式会社とJRについては、未だ割引制度の導入はなされていません。

県では、本年4月に高松琴平鉄道株式会社とJR等の事業者へ手帳交付者への割引の検討を文書で依頼しており、引き続き、事業者への働きかけを行いたいと考えています。

なお、精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービスについて、毎年、リーフレットを作成し、市町、市町社協、精神科医療機関などに配布するほか、ホームページでも公表しており、積極的に周知することで、精神障害者のサービスの利用促進に努めたいと考えています。

【要望 12】地域包括ケアシステムの時代において「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される事が望まれる地域連携室において、障害者への理解を深めてください。*

県立中央病院をはじめとする公立病院での現状、医療現場でも、障害者なんて分からない、知らない等の発言が医療者に見られます。特に地域連携室においては、患者の意思決定を支援することが重要な役割であり、香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例についての認知度を上げ、意識向上に加えて障害者看護についての教育を推進してください。

【回答 12】障害者差別の解消のためには、障害や障害者についての正しい理解が広がることが重要であり、県では、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や平成30年4月の「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の施行にあわせて、県広報誌や事業団体広報誌への記事掲載や啓発パンフレットの作成・配布、講演会の開催や出前形式での説明会の実施など、市町や関係機関との協力により、啓発を行ってきたところであり、今後も様々な機会をとらえて障害者理解についての啓発に努めてまいります。

また、県立病院では、階層別を実施する職員研修において、人権をテーマとしたカリキュラムを実施しており、その中で、障害者に対する不当な差別的取扱いを行うことなく、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うよう周知徹底を図っているほか、中央病院でも、盲導犬ユーザーの方が安全に安心して来院できるよう、院内における研修会を行うなどの取組みを実施しているところです。今後も、職員が障害者への理解を一層深めることができるよう、県立病院全体で取り組んでまいりたいと考えております。

【要望 13】高校教育(後期中等教育)において、障害の有無によって分けられないインクルーシブ教育を実現してください。

・基本はインクルーシブ教育であることを明確にしてください。その上に、個々のニーズに合わせた合理的配慮・特別支援があるべきです。

・分けられない教育が、障害者と健常者の相互理解を進め、お互いの共生力を育み、その後の共生社会に繋がり、一般就労を促進します。義務教育でのインクルーシブ教育から、大人になり地域社会で暮らしていく、その過程において途切れることのないインクルーシブ社会を保証してください。

・そのためにも高校教育においても、インクルーシブ教育の保証のため、障害があっても教育を受ける権利が保証されるような制度の設計をお願いします。特に、入学者選抜での、合否判定における合理的配慮を早急に実施してほしいです。これらインクルーシブ教育の保証と充実を課題として挙げ、施策を具体的に明記してください。

【回答 13】 県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、最もの確に指導を行える、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えています。

高等学校においても平成30年度より2年間、文部科学省委託事業「通級による指導担当教員専門性充実事業」を受託し、中・高等学校モデル校において高校通級及び学校間連携等の検証を行う等、通級による指導の充実を図っているところです。

高等学校の入学選抜においては、障害のある受検生に対し、障害のない受検生と比べて不利になることのないように、受検に際して、「学力検査の問題文の漢字へのルビふり」や「問題用紙と解答用紙を連結した問題の作成」、「検査時間の延長」など、個別の障害の状況に応じて特別措置を行っております。今後も、引き続き、提出された「特別措置願書」の障害の状況等や中学校等での定期考査や授業等における配慮事項、本人の希望する措置を十分にふまえ、適切に対応してまいります。

また、入学選抜については、実施細目において「調査書その他必要な書類、学力検査の成績、適性検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して入学選抜を行う」としています。障害等によって選抜の基準を変えることは、公平性を担保できないことから認められませんが、学力検査の成績だけでなく、調査書その他必要な書類や適性検査の成績、面接の結果も選抜の資料として、人物、適性等の長所や学びたいという意欲等を十分に把握し、総合的に判断して入学選抜を行ってまいります。

【要望 14】普通学校での、障害児(者)と健常児(者)とが共に学ぶインクルーシブ教育の推進に、県・市教育委員会、人権擁護相談窓口等は、法令に従った具体的な対応をしてください。

***特別支援教育の推進が、かえって分離教育にならないようお願いします。個に応じた支援が必要ですが、目的はインクルーシブ教育(共生教育)の実現であると考えます。**

【回答 14】 県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、最もの確に指導を行える、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えています。

そのため、特別支援教育の推進を香川県教育基本計画に位置づけ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場において、特別な支援を必要とする一人ひとりへの指導・支援や早期からの教育相談・支援体制の一層の充実と教職員の専門性の向上に努めています。

今後とも、特別支援教育を基盤として、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒等が、多様性を認め合い共に育つ学校づくり、全ての児童生徒等の成長を促進する環境整備の推進に努めてまいります。

【要望 15】特別支援学校での教師・生徒へのセクシャル・ハラスメント防止教育の充実をお願いします。

*子供は安心して学校で学ぶ権利はあり、教師は安心して勤務する権利があります。特別支援学校での教師・生徒へのセクシャル・ハラスメントについて、職員、管理職への研修・セクハラ二次被害の防止対策を今後もお願いします。障害者は、健常者の3倍、性被害にあうという報告があります。

【回答 15】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、セクシャル・ハラスメント等の防止対策の強化が求められております。これを受けて「学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関わる方針」等を改正し、教師・生徒へのセクシャル・ハラスメントをしてはならないことを認識するために、管理職や教職員の責務等について記載し令和2年6月1日に発出しております。また、セクシュアル・ハラスメントに陥りやすい具体的な事例等を取りまとめた研修用資料「わいせつ・セクハラ事例集」の積極的な活用も促してきております。

今後も、各学校に対し、方針や「わいせつ・セクハラ事例集」等を活用したセクハラ及び二次被害防止の研修の充実を図り、不祥事等が発生しないよう指導してまいります。

【要望 16】交番における合理的配慮について

・昨年度の回答では、交番来訪時に、警察官が不在であった場合には、メール 110 番又は 110 番アプリシステムを利用して頂くことを想定しているとのことでしたが、スマートフォンを持っていない。高齢聴覚障害者や聴覚障害児が交番に行った際の通信手段の確保をご検討ください。

・インターネットテレビ電話通信機能を使って手話による会話ができなくても、筆談したものをカメラに映して用件を伝えることも可能です。

【回答 16】 県警察では交番相談員制度を運用しており、現在県下の交番に警察OBである交番相談員を配置し、交番勤務員不在時における住民の利便性を確保しております。

警察官も警察相談員も不在の場合は、「事件や事故で急用の方は110番を、落し物・拾い物、その他でご用の方は〇〇警察署の△△△番におかけください」等と記載した「不在時案内板」を設置しており、交番内に設置の電話機からその番号にかければ、警察本部通信指令課若しくは管轄警察署に繋がるようになっています。電話で要件が解決する内容もありますが、そうでない場合や、電話が架かってきたのに何らかの理由で応答や返答がない場合には、必ず警察官がその交番に向かうようになります。

テレビ電話を含め、障害者の方への配慮については継続して検討しておりますが、確実にご要望に対応するには、その交番に警察官を早く臨場させて、直接ご用件等を確認して対応することが望ましいと考えております。そこで、現在、県内全ての交番・駐在所の「不在時案内板」に、「耳や言葉の不自由な方は110番をおかけください」との文言を入れることを検討中です。110番を架けていただければ本部の通信指令室に繋がり、会話ができなくても、どこの交番から架かってきたかがすぐに分かりますので、警察署や近

くにいる警察官に指令して、その交番に向かわせることができるようになります。

また、県警察では耳や言葉の不自由な方専用の「FAX110番（087-831-0100）」を運用しておりますので、ご自宅やお近くのFAXから利用していただくことが可能となっております。

【要望17】運転免許センターにおける合理的配慮について

・昨年度の回答では、事前の申し込みがなくても、県運転免許センター受付窓口にお申し出頂ければ、更新手続き等の説明を筆談で対応させていただきます。となっておりますが、その後受付や広報等で合理的配慮をしていることを利用者にどのように周知なされたのかお伺いしたい。

・講習会についても、手話付きビデオを用意しており、個別に対応させていただいております。

（受付でその旨を伝えれば対応してもらえるのですか、お教えください。）

・手話通訳の依頼は、申請者が自分で準備するよとの昨年度の回答でしたが、差別解消法では他の者と違う対応は差別になると明記されていますが、この対応は差別になるのではないかと考えますが、如何お考えでしょうか。

【回答17】 受付（総合案内窓口）に「障害をお持ちの方、お手伝いが必要な方へ」と記載したパネル（A4サイズ）を掲示して、配慮や手伝いが必要な場合は遠慮なく申し出てくださいようご案内しております。また、運転免許証更新連絡書に「聴覚障害者用ダイヤル（FAX）番号」を記載し、更新手続等で事前にお問い合わせがある場合などにご利用いただくことができるようにいたしました。

受付（総合案内窓口）にて申しつけていただくことで対応可能です。事前に「聴覚障害者用ダイヤル（FAX）」でお知らせいただければよりスムーズな対応が可能です。なお、講習は一般の方と同じ会場で受講していただきますが、スクリーンに近い見やすい位置にお座りいただくなどの配慮をさせていただきます。

聴覚障害者の方が来訪された際に速やかに対応ができる様、手話通訳が可能な職員の人事配置等を検討しているところであります。また受付窓口での筆談や手話付きビデオによる講習以外の手続きについても聴覚障害者の方の利便性が高まるよう、努力して参ります。

【要望18】警察官への手話指導について

・2020年度より警察学校において手話の授業が復活をして頂き誠にありがとうございます。しかしながら、3コマという短時間ですのでなかなか理解や手話技術の取得は困難であると思います。

・警察学校以外でも警察官の現地研修として定期的に手話の研修をしてください。

【回答18】 警察学校における手話授業については、令和3年度から授業数を更に増やすことを検討して参ります。

県警察ではイントラネットを活用し、全警察職員に対して各種教養を行っております。手話教養についても、教養資料として掲載し、聴覚障害者に対する理解が深まるよう努めております。

2020年度 香川障害フォーラムの要望に対する回答(高松市)

【要望1】市内の不特定多数が利用する施設に多目的トイレの設置をするように助言をしてください。また、設置に関しての補助制度をお願いします。今年度及び来年度の設置予定所について、具体的な場所及び設置場所数を教えて下さい。

【回答1】 現在、香川県福祉のまちづくり条例に基づき、市内の不特定多数の方が利用する施設については、車椅子利用者等が利用できる多目的トイレ（バリアフリートイレ）の設置の努力義務が課されておりますことから、引き続き、市内の施設について、同条例に関する多くの事務を所管する本市におきましても、事業者からの届出の際に助言等を行ってまいりたいと存じます。

また、本市では、平成31年度から、新たに合理的配慮の提供支援の補助制度を創設し、多目的トイレはもとより、洋式トイレへの交換工事などの施工に対して経済的な負担の軽減を図っているところでございます。

また、今年度及び来年度の設置予定箇所については把握できておりませんが、今後整備予定の、市内の主な公的施設では、新県立体育館や本市の屋島山上交流拠点施設の新設に当たり、障がい者にも配慮した多目的トイレを設置する予定があるものと存じております。

【要望2】人工呼吸器使用者など、医療的ケアが必要な重度障害者の福祉避難所の確保を行政主導で行ってください。また、今年度及び来年度の設置予定箇所または設置目標数があれば教えてください。

【回答2】 本市の指定避難所においては、人工呼吸器など、医療的ケアが必要な重度障がい者の受入体制は整っておりません。

このようなことから、本市では、障がい者の福祉避難所について、災害時に在宅での生活が困難となった障がい者の方を受け入れていただく協定を、市内の障害者支援施設7か所と結んでおります。

福祉避難所において、医療的ケアを適切に実施するためには、医師や看護師などの資格を有する人材が対応することが必要で、受入れの可否につきましては、災害時における事業所の人員配置の状況や重度障がい者の状態等により、総合的に判断する必要がございますことから、受入数の数値化は困難であり、設置予定箇所や設置目標数等を設けてはいたないところでございます。

また、福祉避難所の中には、病院と隣接している施設もありますことから、その利便性をいかした対応や、避難先における居宅介護時の障害福祉サービスの弾力的な措置を、あらかじめ検討しておくなど、福祉避難所が、重度障がい者を受け入れやすい環境づくりに向けて、今後とも努力してまいりたいと存じます。

【要望3】福祉避難所の現在の整備状況を確認して、さらに充実した環境整備を行ってください。また、必要に応じて既存の福祉避難所に対しても補助してください。計画があるのであれば、いつまでにどれくらいの数を準備する予定でしょうか？

*ダンボール製のベッド、簡易ベッド、非常食、新型コロナウイルス対策用品(マスク、消毒液、飛沫対策パネル)等について

【回答3】本市では「高松市災害時緊急物資備蓄計画」に基づき、避難所生活に必要な食料、飲料水のほか、簡易トイレ、間仕切り、テントなどの資機材を、各避難所等に備蓄し、避難所での良好な生活環境の確保に努めており、今後は災害時に開設する指定避難所等における避難者の新型コロナウイルス感染症を防止するため、手指消毒液や段ボールベット等必要な物資についても、一定数を備蓄する予定にしています。

さらに、災害時緊急物資のうち指定避難所における福祉エリア設営用の資機材として間仕切り1540張、テント(更衣室・授乳室用)154張、ユニバーサルトイレ(車椅子対応型)77基、オストメイト専用トイレ10基を各小中学校等に分散して備蓄しております。ほかにも、本市では、平成28年1月に一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を締結し、特殊寝台や移動用リフト、体位変換器等、介護用品・衛生用品などの福祉用具等の供給等協力について、要請できるよう備えております。

また、令和元年8月に株式会社朝日段ボールとJパックス株式会社と協定を締結し、災害発生時には、本市の指定する避難所に段ボール製簡易ベッドの供給等について、要請できるように備えているところでございます。

今後とも、要配慮者のニーズに応じた緊急物資等の整備に努めてまいります。

【要望4】特に障がい者や高齢者の事を踏まえた災害・防災意識を高める為の福祉防災講演会等を開催し、市民の防災意識強化に繋がる取り組みを行ってください。その内容に新型コロナウイルス対策の内容を必ず入れてください。また、開催する場合は、福祉関係団体や障害当事者に参加を呼び掛けてください。

【回答4】本市では、市民に対し、防災意識を高めるため、「広報たかまつ」やホームページはもとより、地域の防災訓練や市政出前ふれあいトーク、さらには高松市防災合同庁舎（危機管理センター）の、「たかまつ防災プラザ」におきまして、津波の疑似体験や、啓発ビデオを放映するなど、機会をとらえて、新型コロナウイルス感染症対策を含め、様々な啓発活動を行っているところでございます。

また、市民が防災・減災について、自由に語り合うことができる「ぼうさいまちカフェ」を毎月開催しているところであり、今後とも、高齢者や障がい者などの防災対策について、テーマに取り入れていきたいと存じます。

【要望5】災害弱者の避難

- ① 障害者・高齢者・妊産婦などの災害弱者の災害時の避難を円滑にできるよう、「避難行動要支援者名簿」を行政・警察・消防で共有してください。
- ② 民生委員は「避難行動要支援者名簿」に載っている地域の要支援者を年1回は訪ねるよう指示してください。
- ③ 地区内の第一次避難所までは3キロもあるのですが、1キロ内にある福祉避難所へ行けるように仕組みを変えてください。
- ④ 様々な事情で在宅避難を選択した障害者に対しても配慮をお願いします。
在宅避難時に準備して置く物や心構えなどについての勉強会を開催してください。

⑤ 避難訓練の日程を事前に配慮を必要とする人を対象に周知してください。

◎日程、内容についての告知方法・・・医療機関（最低でも公立病院やリハセン）や役所、保健所、各自治体の地域包括センターに掲示・高松市は、生活状況調査で家庭訪問を年に一回実施するので、その際に、避難訓練の日程や災害を想定しての避難方法を対象者の意向も踏まえての周知（それならば、障害の程度まで把握でき情報を組み上げる体制を作れば済みます）・支援級、特別支援学校の生徒には、さらに学校から連絡周知（その際、配慮された避難場所があるのも必然で事前の説明があるべき。）・障害者手帳や介護認定書発行時、母子手帳発行時に必要な方に周知等検討いただきたい。

障害者への配慮があることを前提でないと、避難訓練に参加しても、排除されている現実を目の当たりにしてしまうだけ、ということになるので、全く意味がない。

肢体不自由者だけでなく、老人、妊婦、視覚、聴覚障害、外観的に障害があると感じている人、発達障害、精神障害、心臓、呼吸器疾患障害者など、なんらかの配慮が必要な人が対象になり得ることを想定した避難場所が、当たり前に必要なで、最もユニバーサルデザイン化すべき最優先の場所であることを理解していただきたい。

⑥ 事前の説明や事前訓練、事前の意見交換の機会を作る等をお願いしたいです。

【回答5】

- ① 本市では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方であって、地域において避難支援を希望される方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しております。

この名簿には重要な個人情報に記載されているため、情報提供先は限定されており、本市消防局及び各地域コミュニティ協議会、連合自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自主防災組織に配付し、情報を共有しております。

なお、災害時等で、この名簿に登録された方の避難を実際に支援する場合には、避難支援に必要な限度で、この名簿の情報を提供することができます。

- ② 避難行動要支援者名簿につきましては、毎年、新たに名簿登録対象要件のいずれかに該当するようになった方に申請書を送付し、登録を希望される方の情報を加えた新しい名簿を本市消防局及び地域の5団体（コミュニティ協議会、連合自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自主防災組織）に年1回配付しております。

その際、この名簿をより実用的なものとするため、地域の各団体で協力して、年1回程度、本人と面会するなどの情報確認を行うようお願いしているところでございます。

- ③ 災害発生時に福祉避難所を利用する際の流れにつきましては、避難者は原則、指定避難所に避難していただき、要配慮者のうち、特別な対応が必要な方を対象とし、要配慮者の属性、身体状況等に応じて、指定避難所に開設する福祉エリアの利用や、協定福祉避難所への移送を行うこととしています。

これは、協定福祉避難所となっている各施設への受入者数が限られていることや、指定避難所における適切なスクリーニングの実施の必要性などから、取り決めているとこ

ろですが、緊急的には直接、協定福祉避難所等に避難する必要がある場合も想定されますので、そのような際には、個別に対応させていただきます。

- ④ 本市では、在宅避難者などの指定避難所以外の避難者に対して、地域コミュニティ協議会と連携しながら、避難者カードによる名簿を作成することとしており、この名簿を活用して、避難状況を把握した上で、指定避難所の避難者と同様に、食料等必要な物資の配布を始め、保健師等による巡回健康相談等保健医療サービスの提供や、正確な災害情報の伝達を行うこととしています。（また、御要望の勉強会については、職員が地域へ出向き、希望するテーマについてお話しする取組である「市政出前ふれあいトーク」を活用していただくようお願いします。）

また、今後においては、他都市の取組状況を参考にするとともに、関係団体の御意見などを伺いながら、障がい者のための防災に関する手引きの作成を検討してまいりたいと存じます。

- ⑤ 住民の方々を対象とした避難訓練につきましては、本市が直接実施しているものではなく、各地域コミュニティ協議会を中心に行われており、日程や内容等についても、自治会等を通じて、地域住民の方にお知らせしていると伺っております。各地域によって周知の仕方や訓練内容、訓練時期などは、それぞれ異なりますことから、お住まいの地域のコミュニティ協議会に御確認いただければと存じます。

また、本市では障がい者も含めた、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域コミュニティ協議会を含めた地域支援組織に、避難行動要支援者名簿を配布し、平時から、地域における防災活動の取組などにも活用いただくよう、お願いしているところでございます。

要支援者が、支援者とともに防災訓練に参加することで、お互いの連携を深めることはもとより、平時から、地域の方々と「顔がみえる関係」を構築することで、有事の際の確実な避難につなげることが可能になるものと存じます。

このようなことから、今後、地域コミュニティ協議会等が実施する防災訓練や避難訓練において、要支援者と支援者が共に参加し、地域とも連携しながら、避難行動を確認できるよう、地域に対し働き掛けてまいりたいと存じます。

- ⑥ 今後、地域コミュニティ協議会等が実施する防災訓練や避難訓練において、要支援者と支援者が共に参加し、地域とも連携しながら、避難行動を確認できるよう、地域に対し働き掛けてまいりたいと存じます。

【要望6】常時介護が必要な重度障害者の日常生活に係る支援(重度訪問介護)を就労中にも行うことで就労を通じた社会参加の機会を促進し、重度障害者の就労機会の拡大を図って下さい。*さいたま市は、2019年度から重度障害者が在宅で就労する際にヘルパーを派遣する支援を実施しています。

【回答6】重度訪問介護につきましては、日常生活に係る支援を総合的に援助するサービスでございますが、厚生労働省告示では「障害者等の移動の支援について「通勤、

営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く」とされており、就労を含め経済活動に係る場合の支援は認められていないのが現状でございます。

今後とも、国の動向等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと存じます。

【要望7】車いす2台が乗車でき、リフトで乗降できる大きい福祉タクシー（ハイエースのような）を増やしてください。

*** 現在、大きい福祉タクシーがハロータクシーにしかありません。**

【解答7】 御要望の、車椅子2台が乗車できる大型の福祉タクシーを増やすための制度等の創設は、困難な状況でございますが、本市では、車椅子利用者を始め、高齢者、障がい者、妊産婦など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入促進を図るため、その購入経費について、国・県の補助制度に上乘せして、タクシー事業者等に対し補助する制度を、昨年9月に創設したところでございます。

このほか、本市では、障がいのある方の自立及び社会参加を促進するため、障がい者福祉タクシー券の交付を始め、本人が自動車を運転する場合における、自動車運転免許取得費に対する補助や、自動車改造費への助成などの支援に、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

【要望8】車いすでの移動が可能な歩道橋、アンダーパス整備と利用状況の調査をしてください。

*** 別紙参照①～⑤**

①～③のアンダーパスについてはエレベーターも無く、スロープも幅が狭く自転車での利用しか想定されておらず、勾配も急で車いすでの利用が困難な状況です。

④は、本年度配布された地図には記載されていません。

⑤は、生活道路として自転車も使えるアンダーパスであるが、勾配と距離の長さの問題で、車いすでの利用は困難です。

具体例を挙げた以外にも、アンダーパス、歩道橋はあるが、車優先ではなく、歩行者優先で考え、横断歩道での整備により、誰もが横断出来る環境を考えてください。横断歩道が困難な場所については、アンダーパス・歩道橋のスロープを設置する際には、車いすでの利用に問題が無いかの検証を行う事を徹底してください。

【回答8】 本市の道路につきましては、高齢者、身体障がい者を含むすべての人が安全かつ快適に移動できるよう、平成12年11月に施行された交通バリアフリー法に基づき、1日の平均利用者数が5,000人以上であるJR高松駅、ことடன்高松築港・片原町・瓦町駅の4駅を中心とした徒歩圏内を「重点整備地区」に位置付け、駅施設、歩行空間、駅前広場、信号等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための方針や事業等を内容とする「高松市交通バリアフリー基本構想」を15年3月に策定しました。

また、16年3月には、基本構想に定めた重点整備地区内の特定路線における歩行空間のバリアフリー化を実現するため、バリアフリー化の具体的な内容を示した道路管理者が実

施する「高松市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定し、現在は、その計画に基づき、重点整備地区内の特定路線のバリアフリー化を推進しているところでございます。

御要望にございます①今里地下道、②松縄地下道、③伏石北地下道、④松縄中央地下道及び⑤林町アンダーパスは、現地の調査を実施したところ、①、②、③、④の地下道につきましては、スロープの幅員が75cmから79cm（基準は90cm以上）、勾配が20%から23%（基準は1/12（8.3%）以下）、また⑤のアンダーパスにつきましても、勾配が10%と急なため、車いすでの利用が困難な状況でございました。

本市では、現在のところ、重点整備地区内の特定路線のバリアフリー化から進めていくこととしておりますが、計画外の路線につきましても、今後、地下道やアンダーパスの大規模な更新時において、施設計画を検討する中で、交通状況や道路状況の変化等を踏まえ、関係機関等と協議を行いながら、高齢者、身体障がい者を含む全ての方が安全かつ快適に移動できる環境となるよう、可能な限りバリアフリー化への対応に努めてまいりたいと存じます。

【要望9】 医療の現場で、香川県の障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例についての認知度を調べてください。

県立中央病院をはじめとする公立病院での現状、県庁や市役所だけでなく、医療現場でも、障害者なんて分からない、知らない等の発言が医療者に見られます。特に地域連携室においては、患者の意思決定を支援することが重要な役割であり、認知度を上げ、意識向上に加えて障害者看護についての教育を推進してもらいたい。

また、現状の行政や医療、教育現場で啓発が進んでいない原因の究明と啓発推進を早急に始めてほしい。

【回答9】 御要望の、医療現場での「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の認知度の調査につきましては、同条例を所管する香川県の障害福祉課に対し、その趣旨をお伝えしてまいりたいと存じます。

なお、本市では、平成28年の障害者差別解消法の施行以降、職員が地域に出向きお話しする「市政出前ふれあいトーク」を始め、啓発用リーフレットの配布、ホームページや広報紙への掲載などを通じて、広く市民の方に、同法の趣旨や合理的配慮について、また、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」につきましても、本市民生委員等の会議において資料を配布するなど、周知啓発に継続的に取り組んでいるところでございます。

また、市内の取組とはなりますが、令和2年2月には、病院局からの依頼により、高松市立みんなの病院にて、職員128名に対し、研修を実施したところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大以後、医療現場においては、これまで以上に障がい者への合理的配慮が求められる場面が増加すると考えられることから、引き続き障がい者への差別の解消に向け、様々な機会をとらえ、周知啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

【要望10】障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実 に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものです。高松市のホームページに国からの通知「放課後等デイサービス障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 平成30年4月1日…原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を上限とすること。」に従ってください。

【回答10】 障がい児の福祉サービスにつきましては、厚生労働省から「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の文書が発出されており、本市ホームページにも掲載させていただいているところであり、御指摘のとおり、国が示している放課後等デイサービスの支給量の上限は、月の日数から8日を引いた日数となっております。

ただ、この文書には法的な拘束力等がないことから、各市区町村の実情に照らして、サービスの支給量等を、それぞれの自治体において決定している状況にあるものと存じます。

このような中、本市における放課後等デイサービスや児童発達支援のサービスの原則的な支給量の上限は、御指摘のとおり、先述の国の文書に示された支給量の上限より少ない状況でございます。

しかしながら、本市では、御家庭の御事情等をお伺いする中、原則的な支給量を超えるサービスの支給が真に必要なと認められる場合には、可能な範囲で、柔軟な対応に努めてきたところございまして、引き続き、適切に対応してまいりたいと存じております。

【要望 11】高松市の障害児を守る日の認知度があまりにも低いので、設定した目的や意義から検討し直してください。

教育、行政、福祉、知らない方が多いことを重く受け止めて欲しい。守られている、と障害児と家族は安心し、また、健常者は、この日くらいは考えてみよう意識向上にも繋がる。

学校現場で、特に特別支援学校、普通学校でも支援学級を持っている学校は、共生社会についての意識を高める日になるよう、計画してもらいたい。

【回答 11】 昭和47年（1972年）に本市が定めた「障害児を守る日（10月1日）」は、障がいのある児童を社会全体でサポートすることを強く推進していく決意を表した日でございます。

この日をより広く知っていただくため、例年「高松市障害者を守る会」が、記念日当日に開催する街頭キャンペーンには、本市職員も参加して、啓発グッズを市民に配布するなど、社会全体が障がい児を守っていくといった機運が高まるよう尽力いたしております。また、記念日に合わせて、特別支援学校や特別支援学級等の生徒の作品を展示した「障がい児を守る日」作品展を開催しているほか、記念日を挟む1週間ほどの期間、高松市役所南側に記念日を周知する懸垂幕を掲出し、その趣旨を広く啓発しているところでございます。

しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、街頭キャンペーン及び「障害児を守る日」作品展の開催は中止し、懸垂幕の掲出のみを実施しましたが、本年度は、初めての試みとして、市公式 Facebook や Twitter 上にも、懸垂幕の

掲出の様子を写した写真を掲載するなど、周知に取り組んだところでございます。

今後とも、特別支援学校や特別支援学級を始めとした教育現場のみならず、社会全体に記念日の趣旨を広く知っていただけるよう、より効果的なPRに取り組んでまいりたいと存じます。

香川障害フォーラムの要望に対する回答（教育委員会）

【要望 12】小中学校において、障害のある子と障害のない子が共に学ぶインクルーシブ教育の推進を行い、市教育委員会、人権擁護相談窓口等は、法令を遵守して、障害のある人もない人も共に生きられる社会を構築する為の対応をしてください。

*** 特別支援教育の推進が、かえって分離教育にならないようにお願いします。個に応じた支援が必要ですが、目的は”共に生きる教育”の実現であると考えます。市教育委員会、人権擁護相談窓口等は、法令に従った具体的な対応をしてください。**

【回答12】

インクルーシブ教育とは、人間の多様性を尊重し、障害の有無に関わらず、共に学ぶ仕組みであると存じております。

この理念を尊重しつつ、平成 24 年に中央教育審議会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、「個々の子どもの障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場の教育を行うとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えていることにはならず」、「それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に着けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である」と示されております。

これらを踏まえ、文部科学省は、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、多様な子どもの教育的ニーズに応えていくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を提供するインクルーシブ教育システムの構築を推進しております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、個別の教育的ニーズに適切に応えるための多様な学びの場の整備を進めるとともに、交流及び共同学習の更なる充実や、合理的配慮の提供とその基礎となる環境整備についての理解を深められるよう、各研修等を通して指導してまいります。

【要望13】学校教育において、特別支援学級籍の児童、生徒が通常の学級で学ぶ場合、障害(特別支援学級籍)を理由に、出席番号を通常の児童、生徒の最後にし、みんなと同じ五十音順での出席番号順にしていない学校があるようなので、ご指導をお願いします。

特に、卒業アルバム、卒業式での並ぶ順番においては、通常の学級の一員としてみんなと同じ

五十音順をお願いします。

*高松市教育委員会が 2014 年に行った調査では、五十音順になっていない学校が 3 校あり、2015 年度には、保護者及び児童生徒の心情を鑑み改善されているとお聞きしていました。

しかし、障害児学級籍の児童が通級しているクラスの名簿に、通常学級の児童の五十音順の最後に、特別支援学級のクラス名とともに名前を記入した通常学級の名簿が保護者に配られたという相談を受けています。そのことにより、他の保護者が、ほとんど通常の学級で学校生活を送っていた児童が、特別支援学級籍であったことを、知ることとなりました。

【回答 13】学校に備えるべき表簿として法令に則って定められている出席簿や指導要録等は、学級ごとに出席番号を定めているところがございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の目に触れる可能性のある名簿等においては、交流している特別支援学級の児童生徒も含めて、五十音順で作成するよう配慮が必要であると認識しているところであり、卒業アルバムや卒業式においても同様であると考えております。

今後も出席簿等の作成について、適切な配慮が実施されるよう校長会等で指導してまいります。



2020年度 香川障害フォーラムの要望に対する回答(各市)

【要望1】市内の不特定多数が利用する施設に多目的トイレの設置をするように助言をしてください。また、設置に関しての補助制度をお願いします。今年度及び来年度の設置予定所があれば教えてください。

【観音寺市回答】今年度は、北浦港公衆トイレ(伊吹島)と豊田地区介護予防拠点施設に多目的トイレが新設されます。来年度は、新豊浜小学校に多目的トイレが設置されます。新たな施設建設や改修の際は、適宜トイレ環境の改善に努めてまいります。

補助制度につきましては、他市町の動向を勘案し検討してまいります。

【三豊市回答】市内の公共施設の中で、多目的トイレが設置されているところは、22箇所あります。今後も、障害者が安心して外出時できるよう、多目的トイレ設置の普及啓発に努めてまいります。また、多目的トイレ設置時の補助制度の導入も検討していく必要があると考えております。来年度は、三豊市総合体育館で多目的トイレを1箇所設置する予定です。

【善通寺市回答】市内の主な施設におきましては、善通寺運転免許更新センターや総本山善通寺、市民会館、市民集いの丘公園、旧偕行社等に多目的トイレが設置されておりますが、成人用のベッドについては設置されておらず、おむつ交換台の設置にとどまっているのが現状です。今後も市内の各種施設において、多目的トイレ設置が進むように努めるとともに、成人用ベッドの設置についても周知啓発を行っていきたいと考えております。また、補助制度につきましては他市町の動向を勘案し、検討してまいります。

今年度及び来年度の設置予定場所について把握は出来ておりませんが、本市では新庁舎の建設を予定しており、新庁舎内の多目的トイレにおいて成人用のベッドを設置します。

【丸亀市回答】多目的トイレの整備につきましては、新たな公共施設を建設する際や、大規模改修を行なう際の多目的トイレの新設、既存施設の改修に際しては、個室スペースの可能な範囲での改修を行なうなど、利用形態や設置場所など施設の特性も踏まえ、適宜トイレ環境の改善に努めております。また、現段階におきましては、設置補助制度の予定はございませんが、香川県福祉のまちづくり条例施行規則において、一定の施設につきましてはトイレの設置に関する定めがございますので、多目的トイレの普及に向けて、この制度の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

今年度設置予定の公共施設：丸亀市役所新庁舎、丸亀市市民交流活動センター

【坂出市回答】市役所における多目的トイレについては、完成した新庁舎に6ヶ所、合同庁舎に1ヶ所、教育会館に1ヶ所設置しております。設置に関しての補助制度については、県及び県内市町の状況等を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

【さぬき市回答】不特定多数の方が利用する施設に多目的トイレの設置が行われるように、機会をみつけ周知・啓発に努めたいと考えます。設置に関しての補助制度については、香川県及び県内市町の状況等を踏まえて、必要に応じて検討してまいりたいと考えます。

市の施設としては今年度、来年度設置予定はありません。

【東かがわ市回答】平成28年4月より「障害者差別解消法」がスタートし、障がい者に対して負担が重くなり過ぎない範囲で、地方公共団体などは法的義務として、民間事業者などは努力義務として、合理的配慮を行うよう定められています。

最近では南新町公衆トイレ等の改修を実施し、オストメイト対応トイレの設置をはじめ、皆様が気持ちよく利用できるトイレになっております。

また、白鳥中央公園体育館内の多目的トイレにオストメイト対応トイレを設置しております。そのほか、やまびこ交流センターや大内バスストップにもオストメイト対応トイレを設置しており、各施設利用者への配慮を行っております。

市内の多目的トイレについて、未設置箇所にて要望等があれば、個別に検討していきます。

また、補助制度については、現在のところ実施予定はありませんが、今後は他市町の実施状況などを考慮しながら、検討していきます。

【要望2】人工呼吸器使用者など医療的ケアが必要な重度障害者の福祉避難所の確保を行政主導で行ってください。また今年度及び来年度の設置予定箇所または設置目標数があれば教えてください。

【観音寺市回答】市では現在、災害時に福祉避難所として利用できるように、特別養護老人ホームや老人保健施設などと協定を締結しております。今後も引き続き、当該施設の新規開設に合わせて、福祉避難所確保のための協定を締結してまいります。なお、市独自の福祉避難所の設定予定箇所及び設置目標数については、ありません。

【三豊市回答】三豊市では現在17施設を福祉避難所に指定していますが、医療的ケアが必要な障害者を受け入れる体制の整備が十分とは言えない状況です。大規模災害時等に、在宅で生活している医療的ケアが必要な人の受け入れ先の確保等については、今後、必要な支援を提供できるような体制を整えるため関係機関と協議を進めていきます。

【善通寺市回答】本市では内閣府（防災担当）による「福祉避難所の確保運営ガイドライン」の例に則って、福祉避難所の準備を進めております。

大地震がおきると、まず緊急避難場所等に行き、ため池決壊等を避けていただくなど、短期的な危険を回避いただくこととなります。その後、自宅にて生活出来ない方が、避難所に向かうこととなります。その上で、「福祉避難所の確保運営ガイドライン」のスクリーニング・要援護者（要配慮者）トリアージを実施し、対象者と判断された方が優先順位に従って福祉避難所に向かうこととなります。

スクリーニングやトリアージにおいては、治療が必要・医療ケアが必要な方については福祉避難所ではなく病院でのケアが考えられております。これは福祉避難所で呼吸器障害者等が十分な対応を受けられなかった場合、命にかかわる可能性もある事から、そのような取り扱いとなっているところです。

災害時にはスタッフ・資源が限られており、障がい者の皆さんにもご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【丸亀市回答】 医療的ケアを行うことができるのは、看護師等の資格を有する者、もしくは本人や家族に限られております。本市の福祉避難所は、高齢者施設等と災害時協定を締結し、要配慮者の受入れをお願いしているもので、令和3年1月1日時点で25施設との協定を締結しており、うち、医師等が常駐している介護老人保健施設は5箇所となっております。医療的ケアが必要な重度障害者については、基本的には医療機関により対応する必要があると考えますが、状況によっては医師等が常駐している福祉避難所や、電源の確保ができる指定避難所等へ避難していただくことも考えられます。

医療的ケアが必要な方で、自宅が損壊した場合には、かかりつけ医に連絡していただき、受け入れ可能な医療機関を紹介していただくか、もしくは必要な器具類やバッテリー等を持参して、近くの指定避難所等に避難していただき、その後、市と関係機関が連携して、受け入れ可能な医療機関等の情報を提供できると考えております。

医療的ケアが必要である方も避難先の検討や備蓄等の備えをしていただき、本市におきましても、医療機関や社会福祉施設等と連携しながら、医療的ケアの必要な方の支援方策を検討してまいります。

【坂出市回答】 まず、指定避難所内における「福祉スペース」について回答いたします。坂出市避難所運営マニュアルにおいては、避難所内に福祉避難室や医務室を設置し、要配慮者等への対応をすることとしております。しかし、避難所運営は多岐に及び、特に設置当初は多忙なため、対応が遅くなる可能性もありますので、もし設置されていない場合は運営担当に積極的に要望をいただければと思います。また、二次避難所として開設される、いわゆる「福祉避難所」については、現在3団体19施設と協定を締結しており、避難所での集団生活が難しいと判断される場合は、福祉避難所に移っていただくこととなります。しかしながら、どちらのケースにおきましても、医療的ケアは行えないため、医療的ケアが必要な度合いにより医療機関を勧める場合があります。また、大規模災害発生時は負傷者も多く発生し、市内で対応することが難しいと考えられることから、医師と相談し必要に応じて、市外・県外への広域搬送も検討する必要があると考えております。なお、設置予定箇所または設置目標数は現在のところ設定しておりません。

【さぬき市回答】 本市では、身体障害者を専門とする施設、知的障害者を専門とする施設、視聴覚障害者を専門とする施設、高齢者を専門とする施設など18施設と福祉避難所の協定を結んでいます。

有事の際には、スクリーニングにより避難者には避難所、避難所内の個室、福祉避難所または病院へ避難していただくこととなりますが、トリアージの結果により医療的なケアが必要と判断された方について、一般の避難所または福祉避難所での対応が困難な場合は、病院への移送が必要となります。

なお、福祉避難所につきましては、更なる拡充が必要であることから、今後も、社会福祉施設等に働きかけ、福祉避難所協定施設の拡充を目指します。

【東かがわ市回答】福祉避難所を利用する対象者は、高齢者・障がい者等としております。福祉避難所が開設されるようになれば、トリアージを受け、必要であれば福祉避難所へ移送となります。

ただし、トリアージを実施する中で、医療的ケアが必要な方について、福祉避難所で十分な対応を受けられないと判断されれば、病院への移送となる場合があります。

今年度以降の設置予定箇所及び設置目標数は特に掲げておりませんが、1人でも多く福祉避難所の受入れができるように取り組んでいきます。

災害時には、福祉避難所及び病院には優先度の高い方から移送されることが想定されますので、酸素ボンベなど個人で準備できるものは、まず個人で確保していただきますようお願いいたします。

【要望3】福祉避難所の現在の整備状況を確認して、さらに充実した環境整備を行ってください。また、必要に応じて補助してください。計画があるのであれば、いつまでにどれくらいの数を準備する予定でしょうか？

***ダンボール製のベッド、簡易ベッド、非常食等、コロナウイルス対策用品（マスク、消毒液、飛沫対策パネル）等について**

【観音寺市回答】福祉避難所としての利用できる施設の新規開設に合わせて、今後も引き続き、福祉避難所確保のための協定を締結してまいります。なお、福祉避難所への物資等の補助や計画は現在のところありませんが、災害発生時において福祉避難所が開設された場合は、当避難所への必要物資の供給を行います。

【三豊市回答】福祉避難所の備蓄品の整備については、大規模災害時、避難者数の増加に備え指定施設と連携し、折り畳みテント、簡易ベッド、感染症対策用品や非常食等の確保を計画的に進めていきます。

【善通寺市回答】現在、本市では、市内4か所の特別養護老人ホームを福祉避難所として指定をしていますので、避難受入可能人数35人分のベッドや食事についての対応はできるとしています。

【丸亀市回答】本市では、大規模災害に備えまして、飲料水や食料、毛布や簡易トイレなどの生活必需品の備蓄をしています。それに加えて、プライバシー確保の観点から、パーテーションや保温マット、また新型コロナウイルスなど感染症対策として、マスクや非接触型体温計、消毒液などを各小学校やコミュニティ、市民球場の備蓄倉庫などに保管しているところです。したがって、福祉避難所への備蓄品の配布については、これらの備蓄施設から災害時に必要に応じて配送することとしております。

また、一般社団法人福祉用具供給協会を相手方として、「災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定」を令和3年1月20日に締結いたしました。この協定により、災害時に介護用品や衛生用品等の福祉用具等物資を相手方に要請することで、物資提供に対する協力を受けることができます。

【坂出市回答】 坂出市では、現在、避難所用に食料（おかゆを含むアルファ米・パンなど）、マスク（1,900枚）、消毒液（20リットル）、間仕切りテント（680張り）を備蓄しており、指定避難所内における「福祉スペース」においてもご利用いただけます。また、二次避難所として開設される、「福祉避難所」用に、エアマット（420個）、毛布（420枚）、食料（450食）を備蓄しております。また、災害時に段ボールベッドを供給していただけるよう、現在協定締結を進めており、避難所や福祉避難所に段ボールベッドを導入できるように整備を進めております。また、今後も避難所における良好な生活環境の確保に向けまして、研究してまいりたいと考えます。

【さぬき市回答】 本市では、避難所等において、障害者や介助が必要な高齢者を受け入れる際に必要となる福祉用具等の供給体制を強化するため、平成29年2月に一般社団法人日本福祉用具供給協会との間で、「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結しており、災害時には避難者の状況に応じて、介護用ベッド、トイレ用品、歩行補助用品、介護食などの福祉用具・用品をはじめ医療関連用品等を優先的に提供いただくこととなっております。

また、備蓄としては、南海トラフを震源とする巨大地震等の大規模災害に備えるため、香川県が想定する避難所への避難者数に応じた非常食や生活物資等を確保しており、有事の際には、これらの備蓄物資を最大限活用できるよう今後もさらに整備を進める予定です。

なお、福祉避難所の環境整備につきましては、これらの備蓄物資のうち段ボール製ベッド及びパーティションについて、災害用備蓄物資の保管を希望する福祉避難所へ整備する予定としております。

【東かがわ市回答】 現在、民間施設7施設と協定を結んでいる福祉避難所には、ベッド（簡易ベッド含む）を設置しております。目標数は特に掲げておりませんが、1人でも多く福祉避難所の受入れができるように取り組んでいきます。

【要望4】 特に障がい者や高齢者の事を踏まえた災害・防災意識を高める為の福祉防災講演会等を開催し、市民の防災意識強化に繋がる取り組みを行ってください。その内容に新型コロナウイルス対策の内容を必ず入れてください。また、開催する場合は、福祉関係団体や障害当事者に参加を呼びかけてください。

【観音寺市回答】 本市では、防災についての「出前講座」を行い市民の災害・防災意識の向上を図っております。また、新型コロナウイルス対策を踏まえた福祉防災講座についても、福祉部局と調整を行い福祉関係団体や障害当事者への参加を呼び掛けてまいります。

【三豊市回答】 防災情報や防災知識の普及・啓発を図るため講演会等を開催し、一般住民に対して障害者への援助に関する知識の普及啓発に努めます。また、防災訓練、防災教育の実施に努めるとともに、障害者の積極的参加を促します。

また、今後は新型コロナウイルス感染症対策等の内容を取り入れると共に、福祉関係団体等への参加の呼びかけも行っていきます。

【善通寺市回答】本市では毎年防災講演会を行っております(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)。また、防災説明会等は養護学校等各種団体から求めがあれば随時実施しております。今後は要配慮者の防災対策や、コロナ禍での防災対策・避難所体制についての啓発活動も行っていきたいと考えております。

【丸亀市回答】防災に関する講演会等については、本年度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施できておりませんが、社会福祉施設等に対して出前講座を行っております。本市としましては、講演会の意義を十分認識しておりますので、今後、福祉防災の観点を取り入れた講演会を検討するなど、あらゆる人の防災意識向上に向けた啓発活動の強化に努めてまいります。

【坂出市回答】本市におきましては、防災講演、広報誌への掲載、コミュニティーFMに出演しての放送、ホームページへの防災対策情報等の掲載、県防災センター体験など、各種啓発活動を行っており、支援が必要な方について、地域で支えていけるようその都度お願いしているところであります。また、新型コロナウイルス対策についても、今後とも積極的に盛り込んでいくようにいたします。防災講演については、各種団体から依頼をいただいておりますので、もしご要望がありましたら危機監理室までご連絡いただければと思います。今後も引き続き市民の防災意識向上に向けて粘り強く展開してまいりたいと考えます。

【さぬき市回答】本市では、防災・減災意識高揚を図るために、定期的に防災講演会を開催しており、平成30年度にもさぬき市防災講演会を実施し、市民の皆さんに参加いただいたところです。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会・研修会等の実施は控えているところですが、感染状況等を注視しながら、実施について検討していくこととしています。

講演会等の内容につきまして、新型コロナウイルス感染症対策を必ず入れるということは、お招きする講師の方等の状況から難しい場合もあると考えておりますが、今後、講演会等を計画する場合には、テーマを決定していく中で検討してまいりたいと考えております。また、福祉関係団体や障害当事者の方への参加呼びかけにつきましては、担当課と協議した上で、実施していきたく考えています。

今後につきましても、障害をお持ちの方のみならず、市民の方ひとりひとりが防災・減災の当事者であることを自覚し、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守ることができるよう、地域で自主的に、継続的に防災訓練を取り組んでいくことができるよう支援していきたく考えています。

【東かがわ市回答】今年度は、12月21日(月)には、大川圏域地域自立支援協議会研修会において、「平時に備える グッドプラクティスから見る福祉と防災」と題しまして、同志社大学教授 立木 茂雄 氏による映像配信の講演会を実施しました。ただコロナの影響により、例年のように一般市民向けではなく、圏域内の障害サービス事業所の職員

向けに研修を実施する形となりました。

近年各地で大規模災害の発生が続いており、防災や避難について関心が高くなっており、コロナの感染状況に留意しながら、引き続き同様な講演も含めて広く啓発を行っていく予定です。

【要望5】常時介護が必要な重度障害者の日常生活に係る支援（重度訪問介護）を就労中にも行うことで、就労を通じた社会参加の機会を促進し、重度障害者の就労機会の拡大を図ってください。

***さいたま市は、2019年度から重度障害者が在宅で就労する際にヘルパーを派遣する支援を実施しています。**

【観音寺市回答】他市町の状況をみながら相談支援専門員など関係者の意見を聞き、具体的なニーズを把握する中で検討してまいります。

【三豊市回答】重度の障害者も就労を通じて社会参加に繋がっていくように、ニーズに答えるべく、在宅で就労を行う時ヘルパーが利用できるように国への要望について検討します。

【善通寺市回答】重度障がい者の通勤や職場における支援については、利用者の就労に関する意向や具体的なニーズを聞く中で検討してまいります。

【丸亀市回答】重度訪問介護は、重い障がいのある方が居宅において日常生活における介助を受けるサービスとして、経済活動に係る支援については対象外となっておりますが、障がい者の就労支援につきましては、国等におきましても様々な措置が講じられているところでありますので、その動向や近隣自治体の動向を参考にしていきたいと思います。

【坂出市回答】営業などの経済活動に係る外出や就労中の支援員の確保に関しては、現時点では対象としておりませんが、国・県の動向にも注視しつつ、具体的なニーズを把握する中で検討してまいります。

【さぬき市回答】重度訪問介護は、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くものとされています。(厚生労働省告示第五百二十三号)

令和2年10月に始まった「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」については、近隣市町の動向を見ながら検討していきます。

【東かがわ市回答】重度訪問介護については、障害者総合支援法により定められたサービスであるため、支給対象要件についても同法律により定められている所であり、就労中のサービス利用はできないこととなっております。

ただ、ご指摘のあったさいたま市を参考に、他市町の状況やニーズの有無等、状況を見ながら検討していきます。

【要望6】障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものです。放課後等デイサ

ービス障害児通所給付量は、国からの通知「放課後等デイサービス障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 平成30年4月1日・・・原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすること。」に従ってください。

【観音寺市回答】本市においては、国の定める原則の日数（月の日数から8日を控除した日数）に従った運用をしております。

【三豊市回答】三豊市では、放課後等デイサービス等の障害児通所支援支給量の上限を1か月あたり23日としております。

【善通寺市回答】放課後等デイサービスの通所日数については、通所決定保護者の意見を元に、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、国の通知に従って、各月の日数から8日を控除した日数（以下、「原則の日数」という。）を上限とする量の範囲内で支給決定しています。

ただし、障がい児の状態やコロナウイルス感染拡大防止などの社会情勢などによって、原則の日数では当該障がい児の自立の支援と日常生活の充実に支障を来すと、保護者・相談支援専門員・サービス事業所および市が認める場合には、原則の日数を超えて例外的に支給決定をする場合があります。

【丸亀市回答】放課後等デイサービス障害児通所給付費に係る障害児通所支援の給付量については、一律の日数ではなく、障害児の状況に応じて、相談支援事業所と連携し状況把握をしたうえで、必要な日数で支給決定を行っています。

【坂出市回答】本市では、放課後等デイサービスに限らず、福祉サービスを支給する際は、利用者や家族の意向を伺い、心身状態や家族の支援、生活状況を踏まえて、適切な支給量を決定しております。そのため、国の通知のただし書きにもあるように、利用児童の心身状態が不安定であるケースや、虐待等により養護者が不在となるケースでは、必要性に応じて「原則の日数」を超える支給量を認めることもあります。今後とも公平性を保ちつつ、児童や家族が安心して生活できるよう、引き続き適切な対応に努めてまいります。

【さぬき市回答】障害児通所支援は、障害児本人の健全な発達支援を目的としています。

本市では、障害児本人やその保護者と障害児相談事業者においてサービスの利用量を検討し、作成された計画案を基にして、適切に支給決定をしています。放課後等デイサービス障害児通所給付量について、基本的には、お示しいただいた通知のとおり、原則の日数を上限として運用しております。今後とも、サービスを必要とする児童が適切にサービスを利用できるように実施してまいります。

【東かがわ市回答】放課後等デイサービスの支給量については、原則どおり、各月の日数から8日を控除した日数を上限に、利用者ごとに必要な量を支給しております。

【要望7】小中学校において、障害のある子と障害のない子が共に学ぶインクルーシブ教育の推進を行い、市教育委員会、人権擁護相談窓口等は、法令を遵守して、障害のある人もない人も共に生きられる社会を構築する為の対応をしてください。

*** 特別支援教育の推進が、かえって分離教育にならないようにお願いします。個に応じた支援が必要ですが、目的は”共に生きる教育”の実現であると考えます。市教育委員会、人権擁護相談窓口等は、法令に従った具体的な対応をしてください。**

【観音寺市回答】まず、本市の就学指導においては、保護者等に対して児童生徒の就学にかかる情報提供を丁寧に行い、本人・保護者の意見を最大限尊重し、適切な就学指導に努めております。

次に、市教育委員会においては、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育の確立のために必要不可欠なものである。」との認識のもと、特別支援教育を推進するとともに、交流および共同学習の充実を図っております。また、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備を行ったり、観音寺市幼小中校長・園長研修会において、各校の取組を紹介し合う場を設定したりして、共通理解を図っております。

さらに、各小中学校では、ユニバーサルデザインの授業の創造を目指し、障害のある子もいない子もみんなが「分かる」「できる」「楽しい」授業づくりに取り組んでおります。

【三豊市回答】本教育委員会では、まず障害の種類や程度を把握した上で、本人と保護者の希望や意見を最大限尊重しながら話し合い、どの学校に就学するようになってもしっかりインクルーシブ教育を受けることができるようにしています。

幼稚園・小学校・中学校では、実態に応じて特別支援教育支援員を配置していますが、本市は他市に比べて多くの支援員を配置し、個に応じた支援を大切にしています。それぞれの学校において、連続性のある多様な学びの場を用意し、充実を図れるよう、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした「チームとしての学校」の支援体制を整えること、また保護者と情報を共有しながら適切な指導や必要な支援の充実に努めるよう指導しています。

【善通寺市回答】インクルーシブ教育の基本的な方向性である、障がいのある児童等と障がいのない児童等が、共にできるだけ同じ場で学ぶことであり、しかしその場合であっても①授業の内容が分かる②学習活動に参加している実感・達成感をもつ③充実した時間を過ごす④生きる力を身に付ける、これらは本質的な視点であるという理念の上に乗って、決して分離教育にはならないよう教育委員会では次のような対応をとっています。

1 早期からの教育支援と就学指導

(1) 幼稚園における特別支援教育体制の充実

① 幼稚園訪問での指導・助言

年に2回は、指導主事、市の幼児教育アドバイザー、県の幼児教育スーパーバイザーが各幼稚園を訪問し、保育参観及び協議の場を設けている。その際には、で

きないことに目を向けて、その手立てを考えることだけに重きを置くのではなく、「〇〇まではできる」といった、その子のできる部分を肯定的に捉えるような見方をさせていただきようお願いしている。その上で生じる子どもの困り感への対応について、幼児教育専門のアドバイザーやスーパーバイザーから指導助言をいただいている。

② 幼稚園担当のSSWの配置

昨年度より、幼稚園を担当するSSWを配置している。8園を定期的に巡回し、子どもたちと遊ぶことを通して、一人一人の特性を把握し、個々の対応について保育者や園長と話し合ったり、保護者の相談にのったりしている。就学前教育担当の指導主事とも情報を共有している。

(2) 相談体制の充実

① 子ども課との連携

市の子ども課主催「ひよこ教室（就学前の話をする会）」において、小学校入学前の保護者に対し、就学までの流れや準備について話をさせていただいている。その際に、心配事や学びの場の決定について迷いがある場合は、教育委員会にいつでも相談できることを伝えている。また、子ども課の5歳児検診で気になる点があれば、教育委員会と情報を共有している。

② 教育委員会における相談体制整備

就学に関する不安、学びの場の決定、支援の必要性等の困りごとについて、直接、もしくは子ども課を通じて気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいる。場合によっては、子ども課、保育者、保護者、本人、教育長、指導主事と複数の関係者が参加し、話し合うことで、その子に合ったよりよい学びの場が提供できるよう努めている。

2 各校における特別支援教育推進体制づくりへの支援

(1) 特別支援教育に係る情報の提供及び共通理解（主なものを2つ）

① 多様な学びの場の提供

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な対応を整備している。「通常の学級（特別支援教育支援員の配置）」「特別支援学級の弾力的運用」「通級による指導」「特別支援学級での指導」などを学びの場として実践している。なお、就学時に決定した「学びの場」は固定したものでなく、それぞれの発達の種類、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることなども保護者に説明している。

② 個別の支援計画・個別の教育支援計画・サポートファイル「かけはし」の作成
切れ目のない一貫した支援を行うために重要となってくる個別の支援計画・個別の教育支援計画については、特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒については作成を義務づけている。しかし、通常の学級に在

籍している障がいのある児童生徒についても、作成・活用に努めるよう、研修会等を通じて呼びかけている。

(2) 研修会の実施

県の指導主事や特別支援教育を専門とする校長を指導者に招き、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員（本市では、生活支援員という名称）を対象とした研修会を実施している。（例年4月～6月に実施しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の関係で幼稚園の特別支援教育支援員を対象とした研修のみ実施した。）講話の聴講及び演習により、特別支援教育に対する専門性を高めると共に、適切な指導・支援について理解を深める場としている。

【丸亀市回答】本市においては、インクルーシブ教育の理念のもと、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるため、学習活動に参加している達成感を持ち、充実した時間が過ごせるように、多様で柔軟な仕組みの整備や支援を進めております。通常の学級の児童と特別支援学級の児童が、学校行事や教科学習、その他日常生活の中で交流する場面を多く設けることで、共に助け合い、支え合って生きることの大切さを学ぶよい機会になっております。

また、通常の学級に在籍しながら特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応えるために、特別支援学級担任の専門的な指導を受けることができる「特別支援学級の弾力的運用」も行っています。さらには、障害のある児童・生徒の支援のために、学校における日常生活の介助を行ったり、学習上のサポートを目的に、特別支援教育支援員を学校に配置しております。今後も障害のある児童・生徒が合理的配慮のもと、障害のない子どもと共に学ぶことによって、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、支援体制を強化してまいります。

【坂出市回答】特別支援教育とは特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、教育上特別な支援を必要とするすべての児童生徒に対し、自立と社会参加に向けた必要な力を培うために、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものと、教職員一同共通認識をしていると考えております。

また、市教育委員会では、特別支援教育体制を組織的に行うために各校では、校長が特別支援教育コーディネーターを任命し、校長、教頭をはじめとする管理職および学級担任、養護教諭等による連携のもと可能な限り障害のある子と障害のない子が共に学べる環境づくりを行っています。また、サポートファイル「かけはし」を活用し常に家庭と福祉、保健医療等の関係機関が支援内容の情報を共有し、相談体制や効果的な支援を行うこととしています。

【さぬき市回答】児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていくために、各小・中学校において、特別支援教育コーディネーターがリーダーシップをとって、インクルーシブ教育を進めているところです。さらに、教育的ニーズに的

確に応える指導が提供できるよう、現職教育を中心にして、教員一人一人の知識や技能向上だけでなく、チーム学校として学校全体で連携・協働した様々な教育実践が図れるよう指導しております。

特に、通常学級においては、特別支援教育の視点を取り入れ、個の特性に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことで、誰にでも「分かる」「できる」授業づくりや温かい学級づくりを目指します。

また、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、適切な指導や必要な支援を行えるよう特別支援教育について、市主催の研修会や校内研修を実施するなど教職員の資質向上の機会としております。

今後も引き続き、全ての子どもが将来的に自立できるよう、それぞれの状況に合った教育の提供に向けた体制を整えてまいります。

【東かがわ市回答】障害者差別解消法」に基づき、市内小・中学校では、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止すると共に、障害のある子どもが「教育を受ける権利」を享有できるよう学校全体で取り組んでいます。

校内の支援体制として、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを核に、校内委員会を組織し、学校運営の中に位置づけています。

対象の児童・生徒に関しては、個別の支援計画等を作成し、年度初めに全教職員で共通理解し、一貫性のある長期的な展望に立って個に応じた支援を行っています。



<ある相談活動（2019年～2021年）の現状報告>

文責 石川千津子

「小学三年生で、障害による様々な差別的な扱い（食事介助、車椅子での移動の保障等の合理的配慮の不提供）を受けた」と2019年5月に相談に来られたお子様のケースでは、理解ある人々の支援を受けることができ、四年生からは、通常学級で障害のないクラスメートと共に学び育っています。その喜びを皆様と分かち合いたく、嬉しい近況報告が書かれたお母さんからの手紙を紹介させていただきます。

（囲み内は手紙を原文のまま引用）

～ お便り2021年 ～

4月

娘は五年生になりました。この春から転任となった校長先生と主人と私で面談がありました。かつて難聴の子供や重度身体障害児の担任を経験された校長先生は、娘に学校での、タブレットの活用を勧めてくださいました。子供達が娘がいることで、人間関係を構築するために必要な「考える、機会」を持って欲しいとも仰ってくださいました。初めて「学び合うことの大切さ」を学校と共有できました。

入学してからの願いが届き、希望が漸く叶いました。言葉が全く話せない娘が、やっと気持ちを伝える機会を得た、感動の瞬間でした。

また、なぜ、特別支援教育を辞めてしまったのか？という質問を受けました。

娘には、たくさんの方がいて、いろいろな考えがあること、頑張る、我慢する、待つ、という概念をみんなといることで学んで欲しい、それは、今の時期にしかできないことで、生きていくために一番大切なことだと思うからです。

特別な教育は、リハビリでもしています。何より、先生と一対一ですることが、娘に必要なことだと三年間を過ごしていて思えませんでした。何より、安全が保障されない状況が耐えられませんでした、とお伝えしました。

ある先生は、「校長が変わると、いろいろ出来るようになるんや。お母さん、長かったやろ、これからやで」とお話してくださいました。修学旅行のホテルで食形態の交渉を始められたそうです。また、ホテルに横付けできる配慮もいただけたそうで、随時、報告、相談して下さるそうです。有り難いです。



5月

香川障害フォーラムの昨年度の機関紙(11号)を、定期診察で主治医の先生と定期リハビリの言語聴覚士の先生にお渡ししました。「いつでも閲覧できるよう、置く場所を考える」とのお返事をいただきました。娘が自分が表紙に載っていることを、自慢げにアピールして啓発活動していました。

校長先生自らがカメラマンとなり、家庭科の授業風景をタブレットで撮影してくださいました。初めての裁縫です。支援の先生と細かい待ち針を指で掴み生地に刺していました。

見たことのない真剣な顔と緊張した指先。こちらまで固唾を飲みながら見守りました。娘は、得意げな顔を見せてくれました。これまでは、「何もできない、分かっていない、何を教えたらいいのか分からない」と言われ、見学ばかりしていましたから夢のようでした。

私は三年間、学校と家を三往復して階段昇降や食事介助をしていました。その頃と比べて学校の雰囲気が変わった気がします。今は、ずっと明るくなったように思います。

6月

親同伴が当たり前だった遠足。

「大丈夫、お母さん来なくていいよ。」と担任から言っていただきました。

当日、クラスのお友達とバスに乗り込み、お友達と席を共にしました。初めてです。

バスの中からお友達と娘が、私に手を振ってくれました。クラスの一員として認めてもらえた事を実感し、バスを見送りながら涙が溢れました。

7月

みんなと同じ時間、大プールで水泳の授業を受けました。初めてです。

2歳からスイミングを習い、水が大好きな娘ですが、学校側の「安全が保証できない」という理由で、小プールで違う学年のお友達と別に授業を受けていました。今はライフジャケットをつけて、みんなと同じコースを、支援を受けながら泳いでいます。プールの授業がある日は、いつもより早起きします。リハビリでは、到底、できなかった左右交互に足を動かすキックや25メートルを歩くことが、初日から出来ました。

みんなと学ぶことは、想像以上に学習効果があるのだと痛感しました。夏休み、字が書けない、読めない娘は、みんなと同じドリルを持って帰りました。自ら勉強機の椅子に座り、紙を押さえて鉛筆を持ち、指や腕に力を入れて体感のバランスを保ちながら字を書くことをします。問題は

一問も解けません。あくまで、リハビリの動機付けにすぎません。でも、娘は、毎日「宿題」をします。みんながするから私もしなければならぬ。それが、リハビリを毎日続ける大切なスイッチになっています。確実に、頑張る、待つ、我慢する、が身についています。健常者でも、なかなか教わって身につくものではありません。有難いです。

7月のお誕生日に、お友達からたくさんお手紙をもらいました。

「わからないことを聞きに来てくれて、ありがとう。」「掲示係、綺麗な折り紙を折って来てくれてありがとう。次をたのしみにしているよ」「頑張ってるね」

そして、お礼のお手紙を書いて渡しました。

参観日に、お友達のお母様お二人から声をかけていただきました。

「Sちゃんと仲良くしてもらってます」

「好きみたいで、いつもSちゃんの話をしています。」

私が、「お世話ばかりして、大変だったら断っていいんだよ、普通でいいんだよ、と伝えてもらえますか」とお礼と一緒にお願いすると、「友達だから、そんなこと大丈夫ですよ」と思いもよらない返事がありました。息が止まりそうなほど、びっくりしました。

「お友達」って、素敵だな、「こども」から大切なものを大人も学んだなって、改めて感じました。

今では、よだれを垂らす娘を見ても「汚いな」と嫌がるお友達はいません。子供たちが娘を知る機会を学校が作ってくださり、理解を得る努力をし続けてくださったおかげだと思います。

香川障害フォーラムの皆様と出会う機会に恵まれ、長い時間をかけて途切れぬご支援を頂いたことは、一生忘れません。たくさんの方々と繋がり絶望を分かち合うことで、これから生きる勇気も頂きました。みなさんとともに、これからも社会の一員として頑張りたい、とこころから願います。ありがとうございました。

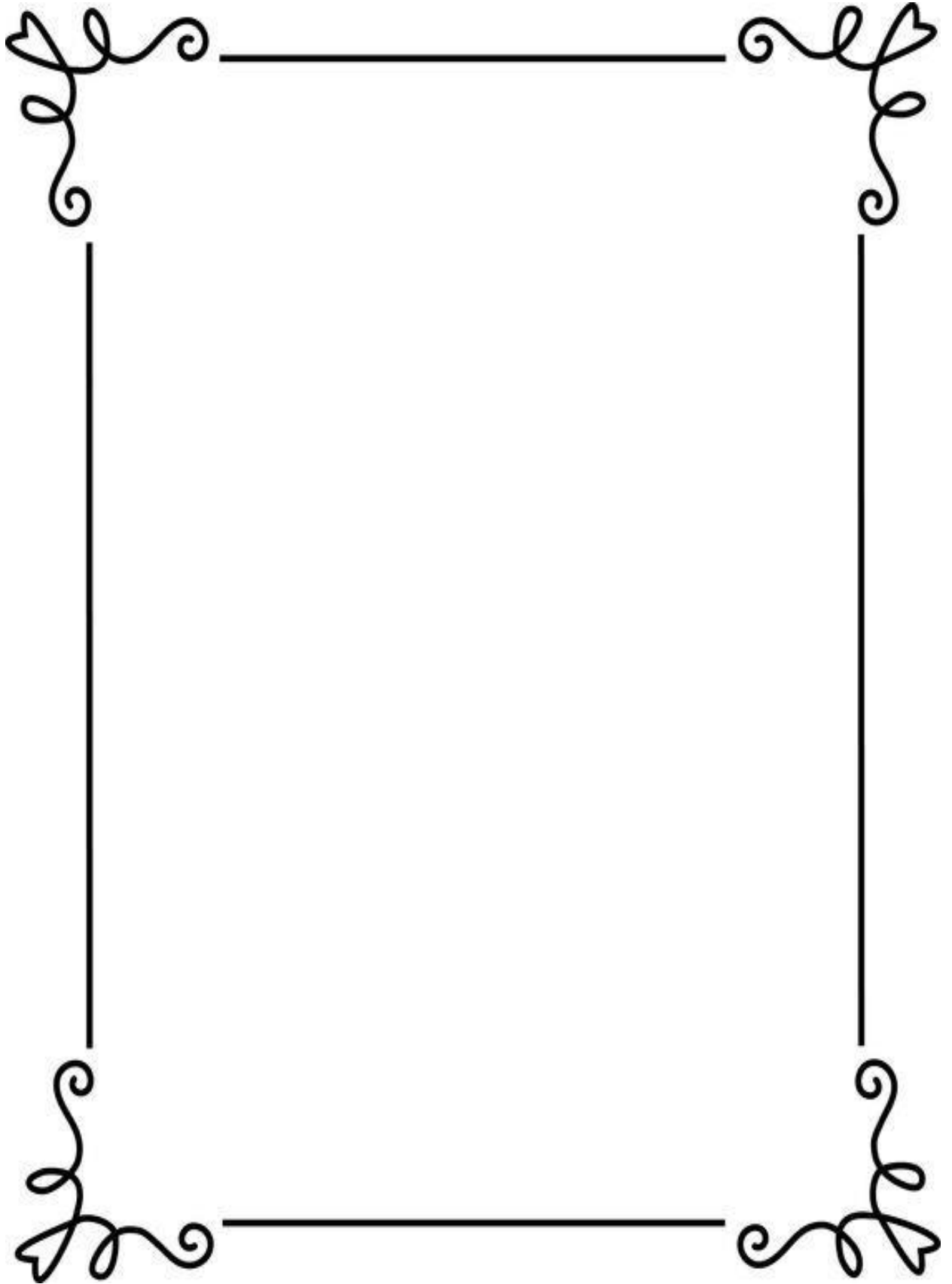


私たちが相談を受けたのは、2019年、コロナ禍になる前年の春でした。代表の石川と事務局長の小倉が、いろいろなところと連携を取りながら、電話だけでなく、何回も高松にある関係機関に出向きました。1年間という時間はかかりましたが、四年生からは、特別支援学級籍から通常学級籍となり、インクルーシブ教育を受ける物的人的環境も整い、現在の五年生に繋がられています。

苦しい時を乗り越えたお母さんからは、今ではこのような嬉しいお便りが届きます。日本国憲法第13条では、国民は、個人として尊重され、幸福を迫及する権利があると謳っています。私たちは、法に則り、これからもお子様たちの成長を見守り続け、支援したいと思っています。



MEMO



香川障害フォーラムに入会して一緒に活動しませんか？

障害者差別解消法の改正法案成立！

2013年、障害者差別解消法が制定、2016年より施行されてから今年5月、障害者差別解消法の改正法案が可決成立しました。

障害者差別解消法では「合理的配慮」の義務付けは国や自治体のみで、企業や店舗などの民間事業者については努力義務のみでしたが、今回の改正法では、民間事業者も「合理的配慮」の提供が義務化され重要な改正になりました。障害のある人の移動、意思疎通などを無理のない範囲で支援する「合理的配慮」の義務化により、障害のある人ない人が共に生きる共生社会をより目指すことになりました。

また、改正法では行政機関相互の連携や差別解消のための支援措置を強化する内容となっています。

施行期日は公布の日から起算して3年を超えない範囲でということで今現在、明確ではありませんが今後明らかになるでしょう。

今後の課題として、差別の定義、間接差別の問題、障害女性の複合差別、ワンストップ相談窓口・独立した紛争解決機関等の整備などがあげられています。

このように法律も時代の流れに沿って改正され、障害のある人ない人が暮らしやすい共生社会を目指す方向に進んでいるようです。誰もが暮らしやすい、生きやすい社会を目指す当事者の方々や仲間の声が反映している証であると思います。

皆さん、障害のあるなしに関わらず共に生きる共生社会を目指し、私たちと共に取り組みませんか。

香川障害フォーラム加盟団体（2021年8月現在）

<正会員>

香川県精神障害者家族連合会

香川県中途失調・難聴者協会

インクルージョン実践研究会

福祉オンブズ香川

公益社団法人香川県聴覚障害者協会

障害児を普通学校へ・全国連絡会 香川

自立生活センター・高松

香川ハーネス

障がい児への教育の保障に取り組む会

脳性マヒ二次障害を考える会

全国脊髄損傷者連合会香川県支部

<オブザーバー会員>

自治労香川県本部

* 個人会員の記載は省略させていただきました。

お問い合わせ・お申し込みは
事務局まで

香川障害フォーラム事務局
TEL 080-6392-9443
E-mail <mailto:map@niji.net>

小倉 久子

石川 千津子